

秦野市まちづくり条例の一部を改正することについて

秦野市まちづくり条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

秦野市総合計画基本構想の策定及び新東名高速道路の開通等の本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、土地利用の適正な誘導と民間投資を促し、持続可能なまちづくりを推進するため、次のとおり改正するものであります。

- (1) 新たな都市像に合わせ、条例の目的等を改めること。
- (2) 特定環境創出行為について、環境影響評価法の規定による評価書の公告又は神奈川県環境影響評価条例の規定による予測評価書の公告手続を経たものを対象から除外するとともに、事業者による計画書の周知期間及び見解書の縦覧期間並びに市民等による意見書の提出期間を短縮すること。
- (3) 一戸建住宅等の小規模環境創出行為を事前協議が必要な環境創出行為から除外すること。
- (4) 秦野市まちづくり審議会の委員数を変更すること。
- (5) 字句等の整理をすること。

秦野市まちづくり条例の一部を改正する条例

秦野市まちづくり条例（平成11年秦野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「みどり豊かな暮らしよい環境の創出」を「水とみどり豊かな暮らしよい環境の創出」に改める。

第1条中「市域の均衡がとれた」を「持続可能な」に、「みどり豊かな暮らしよい都市」を「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市」に改める。

第2条後段中「すべての」を「全ての」に改める。

第3条第1項第1号中「に定める」を「に規定する」に改め、同項第2号に次のただし書を加える。

ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条の規定による評価書の公告又は神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）第22条の規定による予測評価書の公告の経た環境創出行為を除く。

第3条第1項第2号ア（ア）中「以下」の次に「この条及び第43条第1項において」を加え、同号イ中「（以下「市街化調整区域」という。）」を削り、同項第3号ただし書中「必要とする」の次に「法第7条第1項に規定する」を加え、同条第2項第1号中「、同一」を「、同一の事業者」に改め、「（以下「同一事業者等」という。）」を削り、同項第2号中「すでに」を「既に」に、「同一事業者等」を「同一の事業者又は共同性を有する異なる事業者」に改める。

第4条第1項中「に規定する市の」を「の規定により策定する本市の」に、「以下」を「第7条第1項において」に改める。

第7条第1項第2号中「以下」を「次項及び第9条において」に改める。

第8条第1項中「推進地区基本計画とするため」の次に「、市長に対し」を加え、「市長に対し、」を削る。

第9条第1項中「以下」を「次項において」に改める。

第10条第1項第1号中「者（以下」の次に「この項及び次条において」を加える。

第12条第1項第1号中「がけ」を「崖」に改め、同項第2号中「すべての」

を「全ての」に、「（以下）」を「（第4項及び第15条において）」に改める。

第15条中「（以下「地区計画等」という。）」及び「（以下「建築協定」という。）」を削る。

第16条第1項各号列記以外の部分中「環境創出行為をしようとする」を「環境創出行為（一戸建住宅又はその附属建築物の建築を目的とする小規模環境創出行為を除く。）をしようとする」に改め、同項第1号中「（以下「事前調査書」という。）」を削り、同条第4項中「（以下「法令等」という。）」を削り、「以下」の次に「この項及び第45条において」を加える。

第18条第1項中「。以下」を「。第38条第2項において」に改める。

第19条第2項後段中「すでに」を「既に」に改める。

第21条第2項中「（以下「変更協議申出書」という。）」を削り、同条第3項前段中「変更協議申出書」を「環境創出行為変更協議申出書」に、「以下」を「次条第2項において」に改め、同項後段中「同条第2項」を「第18条第2項」に改める。

第22条第3項中「以下」を「次条及び第42条第1号において」に改める。

第25条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「次項及び次条において」に改める。

第26条第2項中「前項に規定する期間内」を「前項の規定による公告の日の翌日から起算して30日以内」に改める。

第27条第1項中「公告の日の翌日から起算して60日を経過する日までの間」を「期間内」に改める。

第28条第2項中「30日間」を「14日間」に改める。

第29条第1項中「公告の日の翌日から起算して60日を経過する日までの間」を「期間内」に改める。

「第3節 みどり豊かな暮らしよい環境の創出」を「第3節 水とみどり豊かな暮らしよい環境の創出」に改める。

第32条の見出し中「みどり豊かな」を「水とみどり豊かな」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「みどり豊かな」を「水とみどり豊かな」に改め、同項第6号中「かん養」を「<sup>かん</sup>涵養」に改め、同項第7号中「みどり豊かな」を「水とみどり豊かな」に改め、同条第2項中「地区計画等、」を「法第12条の4に規定する地区計画等、建築基準法第69条に規定する」に改める。

第33条第1項各号列記以外の部分中「暮らしよい」を「誰もが暮らしよい」に改め、同項第7号中「福祉のための」を「福祉と子育てのための」に改める。

第34条第2項中「以下」の次に「この条及び第37条において」を加え、同条第3項中「3人」を「3名」に改める。

第37条中「聴いて」の次に「、事業者に対し」を加え、「事業者に対し」を削る。

第38条第1項中「以下」の次に「この条及び第44条第1項第1号において」を加え、同条第2項第4号中「みどり豊かな」を「水とみどり豊かな」に改め、同項第11号中「、その他」を「その他」に改め、同項第12号中「以下」の次に「この項において」を加え、「、第15号、第16号及び第5条第1項第11号の地域若しくは物件」を「の地域、同条第15号及び第16号の区域並びに同条例第5条第1項第11号の物件（以下この号において「地域等」という。）」に、「解除をし、又はこれらを定める規定」を「解除並びに地域等を定める規定の制定又は改廃」に改め、同項第13号中「規定による」を削り、「特定区域」の次に「（以下この号において「特定区域」という。）」を加え、「指定若しくは」を「指定又は」に、「解除をし、又はこれらを定める規定」を「解除及び特定区域を定める規定の制定又は改廃」に改め、同項第14号中「設定」を「制定又は改廃」に改め、同条第4項中「13人」を「10名」に改める。

第39条第1項第4号中「第2条第3号」を「第2条第2号」に改め、同条第2項中「第16条第1項の規定により事前調査書が提出された環境創出行為」を「小規模環境創出行為」に改める。

第40条中「（以下「相続人等」という。）」を削り、「相続人等」を「相続人その他の一般承継人」に改める。

第45条中「法令等」を「法令及び他の条例」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市まちづくり条例第3条第1項第2号、第26条第2項、第27条第1項、第28条第2項及び第29条第1項の規定は、施行日以後に特定環境創出行為計画書が提出される環境創出行為について適用し、施行日前に特定環境創出行為計画書が提出された環境創出行為に

については、なお従前の例による。

議案第17号 秦野市まちづくり条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章―第3章 (略)</p> <p>第4章 良好な環境創出のための手続等</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 <u>水とみどり豊かな暮らしよい環境の創出</u> (第32条・第33条)</p> <p>第5章―第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念を定めるとともに、よりよい環境創出のための手続及び基準その他まちづくりについて必要な事項を定めて、本市の優れた自然環境を生かした<u>持続可能な</u>まちづくりを進めることにより、本市の都市像である「<u>水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市</u>」の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 本市における四囲の豊かな自然と市街地の緑、きれいな水とすがすがしい空気、豊かな人間関係、そして先人のたゆま</p>	<p>目次</p> <p>第1章―第3章 (略)</p> <p>第4章 良好な環境創出のための手続等</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 <u>みどり豊かな暮らしよい環境の創出</u> (第32条・第33条)</p> <p>第5章―第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念を定めるとともに、よりよい環境創出のための手続及び基準その他まちづくりについて必要な事項を定めて、本市の優れた自然環境を生かした<u>市域の均衡がとれた</u>まちづくりを進めることにより、本市の都市像である「<u>みどり豊かな暮らしよい都市</u>」の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 本市における四囲の豊かな自然と市街地の緑、きれいな水とすがすがしい空気、豊かな人間関係、そして先人のたゆま</p>

ざる努力により築かれた伝統と文化は、将来にわたり守るべき市民共有の財産である。まちづくりに携わる者は、これらの優れた財産がもたらす恵みを全ての市民が受けることができるように、土地は公共の福祉を優先して利用されなければならないとの土地基本法（平成元年法律第84号）の理念を踏まえ、本市の基本構想に基づく協働のまちづくりに取り組まなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 環境創出行為 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築行為その他規則で定める行為をいう。
- (2) 特定環境創出行為 環境創出行為のうち、次に掲げるものをいう。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条の規定による評価書の公告又は神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）第22条の規定による予測評価書の公告の手続を経た環境創出行為を除く。
  - ア 法第7条第1項に規定する市街化区域における環境創出行為であって、次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 環境創出行為をしようとする区域（以下この条及び第

ざる努力により築かれた伝統と文化は、将来にわたり守るべき市民共有の財産である。まちづくりに携わる者は、これらの優れた財産がもたらす恵みをすべての市民が受けることができるように、土地は公共の福祉を優先して利用されなければならないとの土地基本法（平成元年法律第84号）の理念を踏まえ、本市の基本構想に基づく協働のまちづくりに取り組まなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 環境創出行為 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第12項に定める開発行為、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に定める建築行為その他規則で定める行為をいう。
- (2) 特定環境創出行為 環境創出行為のうち、次に掲げるものをいう。
  - ア 法第7条第1項に規定する市街化区域における環境創出行為であって、次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 環境創出行為をしようとする区域（以下「環境創出区

43条第1項において「環境創出区域」という。)の面積が10,000平方メートル以上のもののうち、規則で定めるもの

(イ) (略)

イ 法第7条第1項に規定する市街化調整区域における環境創出行為であって、環境創出区域の面積が3,000平方メートル以上のもののうち、規則で定めるもの

ウ (略)

(3) 小規模環境創出行為 環境創出行為のうち、環境創出区域の面積が500平方メートル未満のものをいう。ただし、前号ウに該当する環境創出行為及び法第29条第1項に規定する許可を必要とする法第7条第1項に規定する市街化調整区域における環境創出行為その他規則で定める環境創出行為を除く。

(4) - (7) (略)

2 次の各号のいずれかに該当する環境創出行為は、その区域の全体を環境創出区域として、前項第1号から第3号までの規定を適用する。

(1) 土地利用上現に一体の区域を構成し、又は一体的に利用することが可能な区域において、同一の事業者又は共同性を有する異なる事業者が行う環境創出行為

域」という。)の面積が10,000平方メートル以上のもののうち、規則で定めるもの

(イ) (略)

イ 法第7条第1項に規定する市街化調整区域(以下「市街化調整区域」という。)における環境創出行為であって、環境創出区域の面積が3,000平方メートル以上のもののうち、規則で定めるもの

ウ (略)

(3) 小規模環境創出行為 環境創出行為のうち、環境創出区域の面積が500平方メートル未満のものをいう。ただし、前号ウに該当する環境創出行為及び法第29条第1項に規定する許可を必要とする市街化調整区域における環境創出行為その他規則で定める環境創出行為を除く。

(4) - (7) (略)

2 次の各号のいずれかに該当する環境創出行為は、その区域の全体を環境創出区域として、前項第1号から第3号までの規定を適用する。

(1) 土地利用上現に一体の区域を構成し、又は一体的に利用することが可能な区域において、同一又は共同性を有する異なる事業者(以下「同一事業者等」という。)が行う環境創出



(2) 第22条第3項に規定する検査済証を既に交付された環境創出行為の区域に隣接する土地において、その交付日の翌日から起算して1年を経過せずに、同一の事業者又は共同性を有する異なる事業者が行う環境創出行為

(本市の責務)

第4条 本市は、秦野市都市マスタープラン（法第18条の2第1項の規定により策定する本市の都市計画に関する基本的な方針をいう。）その他のまちづくり方針（第7条第1項において「まちづくり基本方針」という。）に基づき、まちづくりのための施策を立案するとともに、その推進に努めるものとする。

2-4 (略)

(環境創出推進地区基本計画の策定)

第7条 市長は、まちづくり基本方針に定める内容を実現するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項を内容とする環境創出推進地区基本計画（以下「推進地区基本計画」という。）を策定することができる。

(1) (略)

(2) 推進地区基本計画の対象となる地区（次項及び第9条において「計画地区」という。）の位置及び区域

(3)・(4) (略)

2-4 (略)

行為

(2) 第22条第3項に規定する検査済証をすでに交付された環境創出行為の区域に隣接する土地において、その交付日の翌日から起算して1年を経過せずに、同一事業者等が行う環境創出行為

(本市の責務)

第4条 本市は、秦野市都市マスタープラン（法第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針をいう。）その他のまちづくり方針（以下「まちづくり基本方針」という。）に基づき、まちづくりのための施策を立案するとともに、その推進に努めるものとする。

2-4 (略)

(環境創出推進地区基本計画の策定)

第7条 市長は、まちづくり基本方針に定める内容を実現するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項を内容とする環境創出推進地区基本計画（以下「推進地区基本計画」という。）を策定することができる。

(1) (略)

(2) 推進地区基本計画の対象となる地区（以下「計画地区」という。）の位置及び区域

(3)・(4) (略)

2-4 (略)

(環境創出推進地区基本計画に定めるべき事項の提案)

第8条 第10条第1項に規定する地域まちづくり推進協議会は、自ら策定した地域まちづくり基本構想に基づいた推進地区基本計画とするため、市長に対し、推進地区基本計画に定めるべき事項を提案することができる。

2 (略)

(環境創出推進事業の実施)

第9条 市長は、推進地区基本計画を策定したときは、計画地区におけるまちづくりに必要と認める事業 (次項において「環境創出推進事業」という。) を行うことができる。

2 (略)

(市民によるまちづくりへの支援)

第10条 市長は、第2条に規定する基本理念に基づくまちづくりを推進するため、地域まちづくり基本構想その他規則で定める構想 (以下「地域まちづくり基本構想」という。) を策定しようとする団体のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるもの (以下「地域まちづくり推進協議会」という。) に対し、技術的支援、まちづくりに関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(1) 地域まちづくり基本構想を策定しようとする区域 (以下「構想区域」という。) 内に住所を有する者及び構想区域内の土地又は建物の所有者、規則で定める利害を有する者 (以

(環境創出推進地区基本計画に定めるべき事項の提案)

第8条 第10条第1項に規定する地域まちづくり推進協議会は、自ら策定した地域まちづくり基本構想に基づいた推進地区基本計画とするため、推進地区基本計画に定めるべき事項を市長に対し、提案することができる。

2 (略)

(環境創出推進事業の実施)

第9条 市長は、推進地区基本計画を策定したときは、計画地区におけるまちづくりに必要と認める事業 (以下「環境創出推進事業」という。) を行うことができる。

2 (略)

(市民によるまちづくりへの支援)

第10条 市長は、第2条に規定する基本理念に基づくまちづくりを推進するため、地域まちづくり基本構想その他規則で定める構想 (以下「地域まちづくり基本構想」という。) を策定しようとする団体のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるもの (以下「地域まちづくり推進協議会」という。) に対し、技術的支援、まちづくりに関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(1) 地域まちづくり基本構想を策定しようとする区域 (以下「構想区域」という。) 内に住所を有する者及び構想区域内の土地又は建物の所有者、規則で定める利害を有する者 (以

下この項及び次条において「地域住民等」という。)及び構  
想区域内のまちづくりに熱意がある者の自発的参加の機会が  
保障されていること。

(2) - (4) (略)

2・3 (略)

(地域まちづくり協定の締結等)

第12条 地域まちづくり推進協議会は、次の各号のいずれにも  
該当する地域まちづくり基本構想を策定したときは、その地域  
まちづくり基本構想を内容とする協定(以下「地域まちづくり  
協定」という。)を締結するように市長に求めることができ  
る。

(1) 構想区域が道路、鉄道、河川、崖その他土地の範囲を明示  
するのに適当なものにより区分されており、かつ、おおむね  
5,000平方メートル以上の面積があること。

(2) 構想区域内の土地について所有権を有する全ての者及びそ  
の区域内の土地について借地権(借地借家法(平成3年法律  
第90号)にいう借地権をいう。以下同じ。)を有する全て  
の者(第4項及び第15条において「構想区域内の権利者」  
という。)のうち、8割以上のものが、その地域まちづくり  
基本構想に同意していること。

(3) (略)

2-7 (略)

下「地域住民等」という。)及び構想区域内のまちづくりに  
熱意がある者の自発的参加の機会が保障されていること。

(2) - (4) (略)

2・3 (略)

(地域まちづくり協定の締結等)

第12条 地域まちづくり推進協議会は、次の各号のいずれにも  
該当する地域まちづくり基本構想を策定したときは、その地域  
まちづくり基本構想を内容とする協定(以下「地域まちづくり  
協定」という。)を締結するように市長に求めることができ  
る。

(1) 構想区域が道路、鉄道、河川、がけその他土地の範囲を明  
示するのに適当なものにより区分されており、かつ、おおむ  
ね5,000平方メートル以上の面積があること。

(2) 構想区域内の土地について所有権を有するすべての者及び  
その区域内の土地について借地権(借地借家法(平成3年法  
律第90号)にいう借地権をいう。以下同じ。)を有するす  
べての者(以下「構想区域内の権利者」という。)のうち、  
8割以上のものが、その地域まちづくり基本構想に同意して  
いること。

(3) (略)

2-7 (略)

(地区計画等の活用等)

第15条 市長及び構想区域内の権利者は、構想区域内において、法第12条の4に規定する地区計画等及び建築基準法第69条に規定する建築協定を活用するように努めなければならない。

(環境創出行為の事前協議)

第16条 環境創出行為(一戸建住宅又はその附属建築物の建築を目的とする小規模環境創出行為を除く。)をしようとする事業者は、次の各号に掲げる環境創出行為の種類に応じ、それぞれの各号に規定する書面をあらかじめ市長に提出し、協議しなければならない。

(1) 小規模環境創出行為 小規模環境創出行為事前調査書

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定による協議は、環境創出行為をしようとするについて法令及び他の条例の規定により許可、認可その他これらに相当する行為(規則で定めるものを除く。以下この項及び第45条において「許可等」という。)を要することとされているときは、その許可等に係る手続に先立って行うように努めなければならない。

(地区計画等の活用等)

第15条 市長及び構想区域内の権利者は、構想区域内において、法第12条の4に規定する地区計画等(以下「地区計画等」という。)及び建築基準法第69条に規定する建築協定(以下「建築協定」という。)を活用するように努めなければならない。

(環境創出行為の事前協議)

第16条 環境創出行為をしようとする事業者は、次の各号に掲げる環境創出行為の種類に応じ、それぞれの各号に規定する書面をあらかじめ市長に提出し、協議しなければならない。

(1) 小規模環境創出行為 小規模環境創出行為事前調査書(以下「事前調査書」という。)

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定による協議は、環境創出行為をしようとするについて法令及び他の条例(以下「法令等」という。)の規定により許可、認可その他これらに相当する行為(規則で定めるものを除く。以下「許可等」という。)を要することとされているときは、その許可等に係る手続に先立って行うように努めなければならない。

(事前協議確認通知書の交付)

第18条 市長は、事前協議書の提出があったときは、その内容について第32条及び第33条に規定する基準並びに秦野市景観まちづくり条例（平成17年秦野市条例第26号。第38条第2項において「景観まちづくり条例」という。）第28条第3項に定める方針に従い協議し、規則で定める期間内に環境創出行為の実施に当たり行うべき処置その他必要と認める事項を記載した書面（以下「事前協議確認通知書」という。）を事業者に交付するものとする。

2・3 (略)

(行為着手等の制限)

第19条 (略)

2 事業者及び工事施行者は、第21条第2項の規定による協議をしなければならないときは、同条第3項の規定による再協議確認通知書の交付を受けた日以後でなければ環境創出行為に着手してはならない。この場合において、既に環境創出行為に着手しているときは、直ちにその環境創出行為を停止しなければならない。

(環境創出行為の変更)

第21条 (略)

2 事業者は、事前協議確認通知書を交付された後（次項の規定による再協議確認通知書を交付された場合）あつては、その通

(事前協議確認通知書の交付)

第18条 市長は、事前協議書の提出があったときは、その内容について第32条及び第33条に規定する基準並びに秦野市景観まちづくり条例（平成17年秦野市条例第26号。以下「景観まちづくり条例」という。）第28条第3項に定める方針に従い協議し、規則で定める期間内に環境創出行為の実施に当たり行うべき処置その他必要と認める事項を記載した書面（以下「事前協議確認通知書」という。）を事業者に交付するものとする。

2・3 (略)

(行為着手等の制限)

第19条 (略)

2 事業者及び工事施行者は、第21条第2項の規定による協議をしなければならないときは、同条第3項の規定による再協議確認通知書の交付を受けた日以後でなければ環境創出行為に着手してはならない。この場合において、すでに環境創出行為に着手しているときは、直ちにその環境創出行為を停止しなければならない。

(環境創出行為の変更)

第21条 (略)

2 事業者は、事前協議確認通知書を交付された後（次項の規定による再協議確認通知書を交付された場合）あつては、その通

知書を交付された後)、その環境創出行為の内容を変更しようとするときは、環境創出行為変更協議申出書をあらかじめ市長に提出し、協議しなければならない。

3 市長は、環境創出行為変更協議申出書の提出があったときは、その内容について第32条及び第33条に規定する基準に従い協議し、規則で定める期間内に第18条第1項に規定する事項を記載した書面（次条第2項において「再協議確認通知書」という。）を事業者に交付するものとする。この場合において、第18条第2項及び第3項の規定を準用する。

4・5 (略)

(工事完了の届出等)

第22条 (略)

2 (略)

3 市長は、前項の規定による検査の結果、その環境創出行為が事前協議確認通知書等の内容に適合していると認めるときは、同項の検査をした日（適合していないと認めるときは、その是正がなされたことを確認した日）の翌日から起算して10日以内に、環境創出行為に関する工事の検査済証（次条及び第42条第1号において「検査済証」という。）を事業者に交付しなければならない。

知書を交付された後)、その環境創出行為の内容を変更しようとするときは、環境創出行為変更協議申出書（以下「変更協議申出書」という。）をあらかじめ市長に提出し、協議しなければならない。

3 市長は、変更協議申出書の提出があったときは、その内容について第32条及び第33条に規定する基準に従い協議し、規則で定める期間内に第18条第1項に規定する事項を記載した書面（以下「再協議確認通知書」という。）を事業者に交付するものとする。この場合において、同条第2項及び第3項の規定を準用する。

4・5 (略)

(工事完了の届出等)

第22条 (略)

2 (略)

3 市長は、前項の規定による検査の結果、その環境創出行為が事前協議確認通知書等の内容に適合していると認めるときは、同項の検査をした日（適合していないと認めるときは、その是正がなされたことを確認した日）の翌日から起算して10日以内に、環境創出行為に関する工事の検査済証（以下「検査済証」という。）を事業者に交付しなければならない。

(特定環境創出行為計画書の提出等)

第25条 特定環境創出行為をしようとする事業者は、第16条第1項の規定による協議の前に、次に掲げる事項を記載した書面（次項及び次条において「特定環境創出行為計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) - (3) (略)

2 - 5 (略)

(特定環境創出行為計画書の公告、縦覧及び周知)

第26条 (略)

2 事業者は、前項の規定による公告の日の翌日から起算して30日以内に、近隣住民及び周辺住民に対し、説明会等の適切な方法により特定環境創出行為計画書の内容を周知しなければならない。

3 (略)

(意見書の提出等)

第27条 特定環境創出行為に関する意見を有する者は、前条第1項に規定する期間内に、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を市長に提出することができる。

2 (略)

(見解書の提出等)

第28条 (略)

(特定環境創出行為計画書の提出等)

第25条 特定環境創出行為をしようとする事業者は、第16条第1項の規定による協議の前に、次に掲げる事項を記載した書面（以下「特定環境創出行為計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) - (3) (略)

2 - 5 (略)

(特定環境創出行為計画書の公告、縦覧及び周知)

第26条 (略)

2 事業者は、前項に規定する期間内に、近隣住民及び周辺住民に対し、説明会等の適切な方法により特定環境創出行為計画書の内容を周知しなければならない。

3 (略)

(意見書の提出等)

第27条 特定環境創出行為に関する意見を有する者は、前条第1項に規定する公告の日の翌日から起算して60日を経過する日までの間に、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を市長に提出することができる。

2 (略)

(見解書の提出等)

第28条 (略)

2 市長は、見解書の提出があったときは、速やかに見解書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、その公告の日の翌日から起算して14日間、意見書の写し及び見解書の写しを縦覧しなければならない。

(再意見書の提出等)

第29条 見解書に対する意見を有する者は、前条第2項に規定する期間内に、市長に対しその意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を提出するとともに、次条に規定する公聴会における意見の陳述を申し出ることができる。

2 (略)

### 第3節 水とみどり豊かな暮らしよい環境の創出

(水とみどり豊かな環境の創出)

第32条 事業者及び工事施行者は、水とみどり豊かな環境を創出するため、次に掲げる事項について、規則で定める基準に従い、環境創出行為を行わなければならない。

(1)－(5) (略)

(6) 水資源の保全及び涵養

(7) その他水とみどり豊かな環境を創出するために必要な事項の実施

2 前項に掲げる事項について、法第12条の4に規定する地区計画等、建築基準法第69条に規定する建築協定又は地域まち

2 市長は、見解書の提出があったときは、速やかに見解書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、その公告の日の翌日から起算して30日間、意見書の写し及び見解書の写しを縦覧しなければならない。

(再意見書の提出等)

第29条 見解書に対する意見を有する者は、前条第2項に規定する公告の日の翌日から起算して60日を経過する日までの間に、市長に対しその意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を提出するとともに、次条に規定する公聴会における意見の陳述を申し出ることができる。

2 (略)

### 第3節 みどり豊かな暮らしよい環境の創出

(みどり豊かな環境の創出)

第32条 事業者及び工事施行者は、みどり豊かな環境を創出するため、次に掲げる事項について、規則で定める基準に従い、環境創出行為を行わなければならない。

(1)－(5) (略)

(6) 水資源の保全及びかん養

(7) その他みどり豊かな環境を創出するために必要な事項の実施

2 前項に掲げる事項について、地区計画等、建築協定又は地域まちづくり協定により、規則で定める基準と異なる基準が定め



づくり協定により、規則で定める基準と異なる基準が定められている区域においては、その異なる基準を規則で定める基準とみなす。

(暮らしよい環境の創出)

第33条 事業者及び工事施行者は、誰もが暮らしよい環境を創出するため、次に掲げる事項について、規則で定める基準に従い、環境創出行為を行わなければならない。

(1) - (6) (略)

(7) 福祉と子育てのための都市環境の整備

(8) - (11) (略)

2 (略)

(あっせん)

第34条 (略)

2 市長は、紛争当事者間の調整を行うため秦野市環境創出行為紛争調整相談員（以下この条及び第37条において「紛争調整相談員」という。）を置くものとする。

3 紛争調整相談員の定数は、3名以内とする。

4 - 6 (略)

(工事着手の延期等の要請)

第37条 市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、紛争調整相談員又は次条第1項に規定する秦野市まちづくり審議会の意見を聴いて、事業者に対し、期間を定めて工

られている区域においては、その異なる基準を規則で定める基準とみなす。

(暮らしよい環境の創出)

第33条 事業者及び工事施行者は、暮らしよい環境を創出するため、次に掲げる事項について、規則で定める基準に従い、環境創出行為を行わなければならない。

(1) - (6) (略)

(7) 福祉のための都市環境の整備

(8) - (11) (略)

2 (略)

(あっせん)

第34条 (略)

2 市長は、紛争当事者間の調整を行うため秦野市環境創出行為紛争調整相談員（以下「紛争調整相談員」という。）を置くものとする。

3 紛争調整相談員の定数は、3人以内とする。

4 - 6 (略)

(工事着手の延期等の要請)

第37条 市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、紛争調整相談員又は次条第1項に規定する秦野市まちづくり審議会の意見を聴いて、期間を定めて工事の着手の延期

事の着手の延期又は工事の停止を要請するものとする。

(秦野市まちづくり審議会)

第38条 市長の附属機関として、秦野市まちづくり審議会（以下この条及び第44条第1項第1号において「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項に関する市長の諮問に応じて調査及び審議を行い、その結果を答申し、又はその意見を建議する。

(1)－(3) (略)

(4) 第32条及び第33条に規定する水とみどり豊かな暮らしよい環境の創出に係る事項（これらの規定に基づいて定める基準を含む。）

(5)－(10) (略)

(11) 景観まちづくりに関する基本的事項その他景観まちづくり条例の施行に関する重要事項

(12) 秦野市屋外広告物条例（平成22年秦野市条例第18号。以下この項において「屋外広告物条例」という。）第4条第1号から第3号までの地域、同条第15号及び第16号の区域並びに同条例第5条第1項第11号の物件（以下この号において「地域等」という。）の指定又はその指定の変更若しくは解除並びに地域等を定める規定の制定又は改廃に関する事項

又は工事の停止を事業者に対し要請するものとする。

(秦野市まちづくり審議会)

第38条 市長の附属機関として、秦野市まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項に関する市長の諮問に応じて調査及び審議を行い、その結果を答申し、又はその意見を建議する。

(1)－(3) (略)

(4) 第32条及び第33条に規定するみどり豊かな暮らしよい環境の創出に係る事項（これらの規定に基づいて定める基準を含む。）

(5)－(10) (略)

(11) 景観まちづくりに関する基本的事項、その他景観まちづくり条例の施行に関する重要事項

(12) 秦野市屋外広告物条例（平成22年秦野市条例第18号。以下「屋外広告物条例」という。）第4条第1号から第3号まで、第15号、第16号及び第5条第1項第11号の地域若しくは物件の指定又はその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定に関する事項

- (13) 屋外広告物条例第8条第1項の特定区域（以下この号において「特定区域」という。）の指定又はその指定の変更若しくは解除及び特定区域を定める規定の制定又は改廃に関する事項
- (14) 屋外広告物条例第7条、第8条第2項及び第9条第2項の規定による基準の制定又は改廃に関する事項
- (15) (略)
- 3 (略)
- 4 審議会は、10名以内の委員により組織する。
- 5 (略)
- (適用除外)
- 第39条 次に掲げる環境創出行為については、第16条から第37条までの規定は、適用しない。
- (1) - (3) (略)
- (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号又は神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第2条第2号に規定する公園事業として行う環境創出行為
- (5) (略)
- 2 小規模環境創出行為については、第17条から第31条まで及び第34条から第37条までの規定は、適用しない。

- (13) 屋外広告物条例第8条第1項の規定による特定区域の指定若しくはその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定に関する事項
- (14) 屋外広告物条例第7条、第8条第2項及び第9条第2項の規定による基準の設定に関する事項
- (15) (略)
- 3 (略)
- 4 審議会は、13人以内の委員により組織する。
- 5 (略)
- (適用除外)
- 第39条 次に掲げる環境創出行為については、第16条から第37条までの規定は、適用しない。
- (1) - (3) (略)
- (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号又は神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第2条第3号に規定する公園事業として行う環境創出行為
- (5) (略)
- 2 第16条第1項の規定により事前調査書が提出された環境創出行為については、第17条から第31条まで及び第34条から第37条までの規定は、適用しない。

(事業者の承継)

第40条 事業者について一般承継(相続又は合併をいう。)があったときは、この条例に基づき被承継人が行った行為は相続人その他の一般承継人が行ったものとみなし、被承継人について行われた行為は相続人その他の一般承継人について行われたものとみなす。

(許可等への配慮)

第45条 市長その他本市の機関は、事業者が環境創出行為を行うことについて法令及び他の条例の規定により許可等を要することとされている場合において、その許可等の権限を有するときは、その許可等を行うに当たり事前協議確認通知書等の内容について配慮するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市まちづくり条例第3条第1項第2号、第26条第2項、第27条第1項、第28条第2項及び第29条第1項の規定は、施行日以後に特定環境創出行為計

(事業者の承継)

第40条 事業者について一般承継(相続又は合併をいう。)があったときは、この条例に基づき被承継人が行った行為は相続人その他の一般承継人(以下「相続人等」という。)が行ったものとみなし、被承継人について行われた行為は相続人等について行われたものとみなす。

(許可等への配慮)

第45条 市長その他本市の機関は、事業者が環境創出行為を行うことについて法令等の規定により許可等を要することとされている場合において、その許可等の権限を有するときは、その許可等を行うに当たり事前協議確認通知書等の内容について配慮するものとする。

画書が提出される環境創出行為について適用し、施行日前に特定環境創出行為計画書が提出された環境創出行為については、なお従前の例による。

## 秦野市まちづくり条例の一部を改正することについて

### 1 改正の背景

本市では、優れた自然環境を生かしたまちづくりを進めることにより、本市の都市像の実現に寄与することを目的とした秦野市まちづくり条例を制定し、より質の高いまちづくりを推進しているところですが、本格的な人口減少や少子・超高齢社会の到来、地球規模の自然災害や環境問題のほか、令和 3 年度には新東名高速道路の開通が予定されるなど、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

### 2 改正の概要

(1) 秦野市総合計画基本構想に掲げる都市像を条例の目的等に反映します。

(2) 特定環境創出行為

ア 環境影響評価法の規定による評価書の公告又は神奈川県環境影響評価条例の規定による予測評価書の公告の手続を経たものを対象から除外します。

イ 次のとおり、手続期間を短縮します。

	改正後	改正前
計画書の周知	特定環境創出行為計画書の公告の日の翌日から起算して <b>30 日以内</b>	特定環境創出行為計画書の縦覧の <b>期間内</b> (公告の日の翌日から起算して 45 日間)
意見書の提出	特定環境創出行為計画書の縦覧の <b>期間内</b> (公告の日の翌日から起算して 45 日間)	特定環境創出行為計画書の公告の日の翌日から起算して <b>60 日を経過する日までの間</b>
見解書の縦覧	見解書の公告の日の翌日から起算して <b>14 日間</b>	見解書の公告の日の翌日から起算して <b>30 日間</b>
再意見書の提出	見解書の縦覧の <b>期間内</b> (公告の日の翌日から起算して 14 日間)	見解書の公告の日の翌日から起算して <b>60 日を経過する日までの間</b>

(3) 一戸建住宅又はその附属建築物の建築に係る小規模環境創出行為を事前協議が必要な環境創出行為から除外します。

(4) 秦野市まちづくり審議会の委員定数を 13 名以内から 10 名以内に改めます。

### 3 改正による影響等

#### (1) 意見書の提出期間

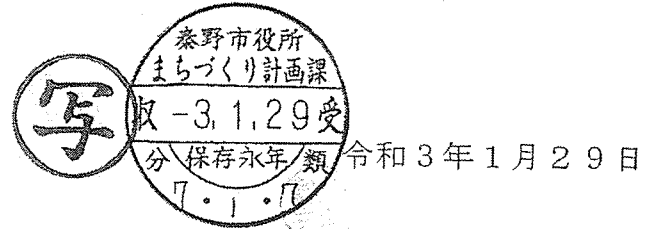
特定環境創出行為に対する意見書及び再意見書を提出できる期間が短縮されますが、神奈川県環境影響評価条例の規定による予測評価書案に対する意見書の提出等と同等であり、妥当な期間と考えます。

#### (2) 事業者への影響

環境影響評価法の規定による評価書の公告又は神奈川県環境影響評価条例の規定による予測評価書の公告手続を経た事業が特定環境創出行為から除外されること、特定環境創出行為の手続に必要な日数が短縮されること、小規模環境創出行為（一戸建住宅又はその附属建築物に限る。）の事前協議手続が不要となることにより早期の事業着手が可能となるなど、手続に係る負担が軽減されます。

### 4 施行日

令和3年4月1日



秦野市長 高橋昌和 様

秦野市まちづくり審議会  
会長 勝田 悟



秦野市まちづくり条例の一部改正について（答申）

令和3年1月20日付けFNo.7・1・7（甲）において諮問のありました、  
秦野市まちづくり条例の一部改正について、当審議会において審議した結果、  
改正内容は適当かつ妥当である旨、答申します。

今後は、この原案に沿って、市民・事業者・行政が適切な役割分担のもと、  
協働・連携し、持続可能なまちづくりに邁進されることを期待します。





F No. 7 ・ 1 ・ 7 (甲)

令和3年1月20日

秦野市まちづくり審議会

会長 勝 田 悟 様

秦野市長 高 橋 昌 和



秦野市まちづくり条例の一部改正について (諮問)

本市では、優れた自然環境を生かしたまちづくりを進めることにより、本市の都市像の実現に寄与することを目的とした秦野市まちづくり条例を制定し、より質の高いまちづくりを推進しているところですが、本格的な人口減少や少子・超高齢社会の進行、地球規模の自然災害や環境問題のほか、令和3年度には新東名高速道路の開通が予定されるなど、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、令和3年度を始期とする秦野市総合計画基本構想に示す都市像を反映するとともに、特定環境創出行為及び小規模環境創出行為に係る負担を軽減するため、秦野市まちづくり条例第38条の規定により、次の事項について調査、審議いただきたく、諮問いたします。

1 秦野市まちづくり条例の一部改正に関する事項